

7/15 受領

平成26年7月14日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官 別府 弘樹

平成25年（ワ）第9号 不当利得返還請求事件

（口頭弁論終結日 平成26年7月2日）

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、503万2751円及びうち396万0857円に対する平成24年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告との間で、基本契約に基づいて継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返したところ、各弁済金のうち利息制限法所定の制限を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであると知っていたとして、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金396万0857円及び民法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）

の支払を求める事案である。

1 前提事実

- (1) 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である（争いなし）。
- (2) 原告は、被告との間で、継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約を締結し、その基本契約に基づいて、別紙計算書の「年月日」欄記載の各日に、当該日の対応する「貸付金」及び「支払金」欄記載のとおり、金銭の借入れと返済を繰り返した（甲1，弁論の全趣旨）（以下「本件取引」という）。

2 争点

- (1) 悪意の受益者
- (2) 過払金元金及び利息額
- (3) 被告が善意の場合の返還すべき範囲

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（悪意の受益者）について

（原告の主張）

被告は、貸金業者として、制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないのであるから、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者に該当する。

（被告の主張）

被告は、貸金業法43条1項のみなし弁済の要件である同法17条1項、18条1項の書面（以下「法定書面」という。）について、当時の裁判例等を踏まえて、これを借主に対し交付する十分な体制を整備し、各借主に対し各取引ごとに交付する体制を整えてきた。また、被告は、法定書面のうち、貸金業法17条1項及

び同法施行規則13条1項所定の記載事項のうち返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額についてはリボルビング契約の性質上記載することができないので、これに準じた次回支払期日及び次回返済金額を記載し、同法18条1項及び同法施行規則15条1項所定の記載事項のうち契約年月日、貸付けの金額及び債務者の商号、名称又は氏名については同法施行規則の規定に従い契約番号等を記載することでその記載を省略していたが、これらの不記載は、法定書面の要件を欠くことにはならないし、平成18年1月13日の最高裁判決が言い渡されるまでは、上記の不記載があってもみなし弁済の成立を肯定する裁判例や学説があるなど、法定書面の要件を柔軟に解する余地があり、これらの不記載があってもみなし弁済が成立すると解されていた。

これらのことからすれば、被告には、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったのであり、被告は悪意の受益者に該当しない。

(2) 争点(2) (過払金元金及び利息額) について

(原告の主張)

ア 本件取引について、過払金充当合意に基づき、制限超過部分を借入金に充当した結果原告に発生した過払金は、別紙計算書の「残元金」欄記載のとおりである。そして、法定利息は、過払金発生時から発生し、その未払額は、同計算書の「未払利息」欄記載のとおりである。

イ 被告の下記イの主張について否認ないし争う。

(ア) 原被告間で平成10年4月21日より前に締結された基本契約中に期限の利益喪失特約が付されていたこと、その場合の約定の支払期日及び約定遅延損害金利率につき、いずれも不知。

(イ) 本件取引について、制限超過部分を元本に充当して引直し計算すると、被告が期限の利益を喪失したと主張する平成5年3月19日時点で、すでに原告の被告に対する元本は完済されており、原告が同日以後支払を遅滞したと

しても遅延損害金の発生する余地はない。

(ウ) 仮に被告の主張する期限の利益喪失特約が成立したとしても、被告は原告が期限の利益を喪失した平成5年3月19日の経過後も、19年以上の長期間にわたって、原告に対して同日までの元利金及びその翌日からの遅延損害金を付して一括での返済を求めたことがないこと、原告が約定の支払を遅延した期間が3日間に過ぎないこと、同期間の約定利息と約定遅延損害金の差額がわずか175円に過ぎず、注意深い債務者であっても遅延損害金を徴収されていることに気づかない程度の差に過ぎないこと、被告が原告に対し平成5年3月22日に交付したと主張するご利用明細書兼領収書の「契約年率」、「遅延損害金年率」欄がいずれも空欄となっていること、同月19日の経過後も、被告が原告に対して新たな貸付けを行っていること等の事情があり、以上によれば、被告は、原告に対し、期限の利益を宥恕したか、被告が期限の利益の喪失を主張することが信義に反し許されないというべきである。

(エ) 仮に前記主張が認められないとしても、被告は、原告に対し、遅延後に原告が弁済を行った時は、その都度、期限の利益を再度付与している。

ウ 被告は、別紙計算書の計算について、新たな貸付けに過払金を充当した結果、その元本額が10万円を下回っているにもかかわらず一律に年1割8分の制限利率が適用しており誤った計算である旨主張するが、いったん無効となった利息の約定が有効になることはなく、制限利率が変更されることはないから、別紙計算書の計算に誤りはない。

(被告の主張)

ア 被告が悪意の受益者であるとしても、民法704条前段の利息を付すべき時期は、訴状送達の日翌日とするべきである。

イ 本件取引については、いわゆるサイクル制により支払期日を定め（支払期日について、契約成立と同時に借入れを行った場合又は借入残高がない状態で借入れを行った場合は借入日から36日以内（又は32日以内）、それ以外

の場合は前回入金日の翌日から起算して35日以内（又は31日以内）、
約定の支払期日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知がな
くとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があるところ、
原告は、約定の支払期日である平成5年3月19日に分割金の支払を怠り、
期限の利益を喪失したから、同日以降の取引は遅延損害金利率で計算されるべきである。

原告は、被告が期限の利益喪失を宥恕した、期限の利益喪失の主張が信義則
に反する、被告が期限の利益を再度付与したなどと主張するが、いずれも争う。

ウ 継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済
が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われて
いる場合において、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたときは、
利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当
した後の額をいうところ、別紙計算書においては、例えば、原告の平成3年1
月11日の弁済をもって過払金が発生するに至り、被告が原告に対して平成
4年8月11日に新たに20万円の貸付けを行い、これに過払金を充当した
結果、その元本額が10万円を下回っているにもかかわらず、一律に年1割
8分の制限利率が適用され、誤った計算がなされている。

(3) 被告が善意の場合の返還すべき範囲について

(被告の主張)

原告に返還すべき額は、現存利益の範囲に限られるべきであり、少なくとも法人
税額等は控除されるべきである。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (悪意の受益者) について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき

貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を受領した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁、最高裁平成18年(受)第1666号同19年7月17日第三小法廷判決・集民225号201頁参照）。

ただし、上記利息制限法の制限を超過する約定利息の支払を遅滞したときには当然に期限の利益を喪失する旨の特約のもとで制限超過部分を支払った場合は、貸金業法43条1項にいう「任意に支払った」ものということとはできないとした最高裁判決（平成16年(受)第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集第60巻1号1頁（以下「平成18年1月13日判決」という。））の言渡し以前にされた上記期限の利益喪失特約下の支払については、これを受領したことのみを理由として被告を悪意の受益者とすることはできないというべきである（最高裁平成20年(受)第1728号同21年7月10日第二小法廷判決・民集63巻6号1170頁）。

そうすると、本件取引のうち、平成18年1月13日以前の取引については、上記「任意に支払った」という要件以外の他の貸金業法43条1項の要件の充足の有無、これを充足しない場合、同項の適用があるとの被告の認識の有無、これがあるときは、そのような認識を有するに至ったことにつきやむを得ないといえる特段の事情の有無を検討し、同日より後の取引については「任意に支払った」という要件も含めた同項の各要件について上記同様の検討をする必要がある。被告は、この点に関し、乙第1号証、第2号証の1、2、第3号証、第4号証、乙第9号証の1、2、乙第10号証を証拠として提出するが、原告は、本件取引が全て被告のATM機によるものであったことを否認しているところ、前記各証拠によつては、被告が、本件取引において、借入れ、返済の都

度、貸金業法43条の適用要件である法定書面又は被告が法定書面と認識する書面を現実に交付していたことを認めるに足りないし、他にそのように認めるに足る証拠はない。また、仮に被告のATM機による支払の場合に被告が法定書面と認識する書面が交付されていたとしても、その内容がリボルビング形式の契約において法定書面の要件を十分満たすものであったかは疑問があり、被告自身が自認するとおり、被告交付の書面には法定要件の一部の不記載が存在するところ、これらの不記載について被告の解釈を容認する裁判例や学説が相当数あったとの事実を認めるに足る証拠はない。さらに、被告は、法定書面を交付する業務体制を構築していたことの立証で足りるかのような主張をするが、その当時の一般的な業務体制として要件を充足する行為をしていたというのみでは不十分であり、採用できない。

したがって、仮に被告が、みなし弁済の適用があるとの認識を有していたとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる前記の特段の事情があると認めるに足る事情は認められない。したがって、被告は、悪意の受益者に当たるといふべきである。そうすると、被告が善意であることを前提とする前記第2の3(3)記載の被告の主張についても、これを採用することができない。

2 争点(2) (過払金元金及び利息額) について

- (1) 被告は、法定利息を付すべき時期について、訴状送達の日翌日である旨主張する。しかし、悪意の受益者は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない(大審院昭和2年(オ)第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照)、このことは、金銭消費貸借が基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合も同様であるところ(最高裁平成21年(受)第1192号同21年9月4日第二小法廷判決・集民231

号477頁)、本件取引は、前記前提事実(2)のとおり、いずれも同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその返済が繰り返されることを予定した基本契約に基づくもので、これらの基本契約は上記合意を含むといえるから、法定利息の発生時は、過払金発生時とすべきである。

- (2) 被告は、本件取引については、約定返済日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があるところ、原告は、約定返済日である平成5年3月19日に分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、同日以降の取引は遅延損害金利率で計算されるべきである旨主張する。この点、証拠(甲1、乙1、2の1・2、9の1・2)及び弁論の全趣旨によれば、①本件取引においては、いわゆるサイクル制による支払期日が定められたこと(支払期日につき、本件取引当初において、契約成立と同時に借入れを行った場合又は借入残高がない状態で借入れを行った場合は借入日から36日以内、それ以外の場合は前回入金日の翌日から35日以内と定められ、遅くとも平成10年4月21日以降においては、前者の場合は借入日から32日以内、それ以外の場合は前回入金日の翌日から31日以内と定められたこと)、②約定の支払期日における利息又は元本の支払を一度でも怠ったときは債権者の催告なしに債務者は期限の利益を喪失する旨の特約(以下「本件特約」という。)が定められたこと、③原告が、前記①の約定に基づく支払期日である平成5年3月19日における支払を3日、平成6年2月3日における支払を2日、平成10年7月6日における支払を1日、同年11月5日における支払を2日、平成11年2月4日、同年12月6日、平成13年11月5日、平成14年5月7日、平成17年9月5日における支払を各1日、それぞれ遅延したことが認められる。

しかし、本件取引について、下記のとおり計算過程を是認できる別紙計算書により、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると、平成5年3月

19日の時点で既に貸金残元本が存在せず、過払金が発生していることが明らかであるところ、本件特約のうち、債務者が制限超過部分の支払を怠った場合に期限の利益を喪失するとする部分は利息制限法1条1項の趣旨に反して無効であり、債務者が約定の元本及び同項所定の利息の制限額を支払いさえすれば期限の利益を喪失することはないこと（平成16年(受)第1518号同18年1月13日第二小法廷判決・民集第60巻1号1頁（平成18年1月13日判決）参照）に照らすと、原告が平成5年3月19日における支払を遅延したことをもって期限の利益を喪失したと認めるのは相当でないというべきである。

また、仮に原告に期限の利益の喪失が認められたとしても、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、被告において原告が平成5年3月19日に支払を遅滞して以降も残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求めることなく原告から弁済金を受領し続けたことに加え、平成5年3月22日の弁済については、支払期日を3日遅延しただけで遅延の程度が僅少であること、その後の約19年間について、弁済回数は約239回にも上るが、約定の支払期日における弁済を遅延したのは前記のとおり8回のみで、遅延日数も1日か2日と遅延の程度が極めて僅かであること、その間約定の支払期日より数日早く弁済することも相当数あったことなどの事情が認められる。これらの事情も併せ考慮すれば、仮に、被告が原告に対して弁済金を遅延損害金又は遅延損害金と元金の一部に充当した旨記載した領収書兼利用明細書を交付していたとしても、被告において、原告が本件特約により期限の利益を喪失したと主張することは、信義則に反し許されないものというべきである。

- (3) 被告は、別紙計算書の計算において制限利率が一律年1割8分である点が誤りである旨主張するので検討するに、継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われている場合において、過払金が発生している時点

で新たな借入れをしたときは、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当した後の額をいうものと解するのが相当である（最高裁平成23年（受）第1948号同平成25年7月18日第一小法廷判決・判例タイムズ1394号133頁）。もっとも、上記取引の過程におけるある借入れの時点で、新たな借入金に過払金を充当した後の金額が、同項所定の各区分における下限額を下回ったとしても、それに応じて制限利率が上がるということはなく、変更されないというべきである（最高裁平成21年（受）第955号同22年4月20日第三小法廷判決・民集64巻3号921頁参照）。そうすると、別紙計算書において、例えば、平成4年8月11日に新たに20万円の貸付けがなされ、既に発生していた19万4024円の過払金が充当された結果、前項の「元本」が2509円になるとしても、それに応じて制限利率が上がることはない。したがって、被告の前記主張は採用することができない。

- (4) よって、本件において、原告に発生した過払金は、別紙計算書の「残元金」欄（数字にマイナスが付されている部分）記載のとおりであり、本件取引終了時における過払金元金は、合計396万0857円となる。法定利息については、過払金の発生する都度、別紙計算書の「未払利息」欄（数字にマイナスが付されている部分）記載のとおり発生し、平成24年7月31日時点で、合計107万1894円の法定利息が認められる。そして、同年8月1日以降の法定利息については、前記過払金元金に対する同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合により発生する。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、理由があるからこれを認容し、仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 遠 藤 謙 太 郎

これは正本である。

平成26年7月14日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 別府 弘

